

## I.はじめに

1871(明治4)年に文部省が創設され、1872(明治5)年に欧米諸国を模範とした教育理念「学制」の公布によって近代的学校教育制度が成立した。

明治政府は、「当時の先進資本主義列強の包囲する世界情勢の中にあつて、日本をできるだけ早く西洋諸国に対抗しうる国家に成長させ、もって国家的独立を確保」<sup>1</sup>することが急務であった。1868(慶応4)年の「五ヶ条ノ誓文」によって新政府の基本方針を示しているが、同時に教育の基本方針を示したものであった。それは、天皇親政を振起することを最高目標としながらも、欧米の近代文化を導入し教育の近代化を進める方針であった。新政府の基本方針は、「一面では「復古」、他面では、「改革」両面の性格と課題をもち」<sup>2</sup>、国際社会における日本の国家的独立を存続するため、国内諸般の改革が迫られた。それは、欧米列強の外圧に対する「国民的統一と国民経済創出の要請という課題」<sup>3</sup>、「封建的多元的統治形態の克服と政治力、軍事力の国家的擬集」<sup>4</sup>に対して、「富国強兵」と「文明開化」の2つを基本政策として示した。そして教育は、「開明化政策の一環として政府が啓蒙主義的立場」<sup>5</sup>から重視したものであった。<sup>6</sup>

明治維新直後、新政府は教育改革の起点として大学校の設置計画に着手したが、幕藩体制時代における藩士を対象とした藩校(武家の学校)と一般庶民を対象とした私設寺子屋の二重系統の学校大系を変革することは出来なかった。しかし、「学制」公布によってこれまでの「武家学校(藩校)と庶民学校(寺子屋)による二重系統の学校体系ではなく、また明治三年の大学規則・中小学規則に見られる指導層のための学校系統でもなく、全国民を対象として総合的統一的な学校体系を示す」<sup>7</sup>制度として、大学・中学・小学の三段階からなる単線型学校体系を取った。くわえて、文部省を頂点とし教育の中央集権を確立した。<sup>8</sup>

小学校政策については、1869(明治2)年2月「府県施政順序」の中の新政府の重要政策の一つとして、「小学校ヲ設ル事」の一項が挙げられている。当時の新政府は初等教育の普及は急務であり重要視していた課題であった。

本稿では、小学校の教育政策と関連づけながら、明治初期における修身教育の成立過程を概括する。

## II.近代的教育制度における小学校の成立過程

### (1) 幕末期における教育施設の概要

日本における小学校の歴史という観点からは、文久年間すでに幕府が全国数十カ所の小学校を、取り立てようと計画したことである。<sup>9</sup>

周知のように、江戸時代における教育は、武士のための教育と庶民のための教育に区分され二系統の学校が存在した。また、女子教育では、男子との教育も厳しく区分され女子は組織された教育施設に男子と同様に入学するということではなかった。これは、武家の娘であっても同様である。<sup>10</sup>女子の教育は、「女子は女子としての心得を学び、独自の教養をつかむべ

きものとされた。女子の教育は主として家庭内で行われ、家庭の外でなされる教育もお屋敷奉公や女中奉公を通じて行儀作法などを学ぶことが重視され、学校教育のような組織的な教育の必要は認められなかった<sup>11</sup>とされる。

さて、幕藩体制時代には、武士と庶民では、前述したとおり 2 つの系統をもって発展した。武家の教育機関は「藩学」であり、「儒学を基本として、これに史・詩・文の学を結び合わせて、治者としての教養を重ねることを文の学問」<sup>12</sup>とした。さらに藩士に対する就学の義務制は早くから実施されていたのにくわえ、教科科目は、漢学、国学(皇学)さらには、洋学や西洋医学など幕末になるにしたがって教育の内容も次第に拡大されていった。武芸の教育も藩校と関連をもって行う傾向が強くなり、藩校は武士の為の総合的な教育機関として充実・整備された。幕末には学習段階による等級制の成立や洋学関係の科目といった近代的学校の過程をたどっていったとされる。<sup>13</sup>

庶民教育については、「封建社会の構造に基づいて、庶民としての道徳が要求され、また庶民の日常生活に必要な教養をつかむべきもと」<sup>14</sup>と考えられていた。一般的には、家庭生活及び社会生活の中で行われてきたが、江戸時代中期以降は、「寺子屋」が発達していき庶民教育の教育機関として次第に重要な役割を占めるようになってきた。<sup>15</sup>そこで、近代初頭の小学校成立の基盤ともなった寺子屋がどのような発展をとげ、幕藩体制下の政策過程のなかで近代への小学校へと変遷していったのかを確認していきたい。

石川謙氏の研究によれば、寺子屋が庶民の子どもたちに施した教育内容は、文字を読み、文字を書き、文字の使い方を学んだところの素朴な学校であったとする。寺子屋の生起については、商人・職人・農民といわず、庶民の大衆が、生産や生活の営みのなかで「文字」の効用を感じとるようになったこと、さらには時をかけ学ばせるだけの生活にゆとりができたことで、「寺子屋」という学びの場が現れたとされている。<sup>16</sup>

『学制百年史』においても、寺子屋は江戸や大坂さらには地方の小都市や農山漁村にまで多数設けられ、幕末には全国に広く普及した。近代初頭の小学校政策において「明治 5 年に学制が発布され、その後短期間に全国に小学校を開設することができたことは、江戸時代における寺子屋の普及に負うところがきわめて大きい」<sup>17</sup>とされた。

表 1 は、寺子屋開業の趨勢を示した一覧表である。近代初頭の小学校成立の基盤ともなった寺子屋は、明治維新後も設立され近代的学校制度成立までに初等教育機関としての役割を担った。ただし、当初の寺子屋は、幕府や諸藩の保護や指導を受ける教育施設ではなかったが、寺子屋の発展と増加が次第に幕府や諸藩の保護や指導、監督や干渉の対象となった。

寺子屋開業の趨勢を示した一覧表において、寺子屋が飛躍的に増加した時期は天保期であった。天保期には天保の大飢饉 1833(天保 4)年～1839(天保 10)年、大塩平八郎の乱 1837(天保 8)年などに続き、イギリスの小笠原諸島関与など対外的危機が迫るなか 1837(天保 8)年のモリソン号事件をきっかけに幕府は、未曾有の内憂外患の対処で政情不安であったが、石川謙氏は、庶民教育に対する幕府の指導・干渉について「寛政・天保期(1789～1843)にはいると、外国の圧迫によって植民地におとし入れられるかもしれぬ、という危機感も手

つだって、中央集権主義に向かって大きく傾斜した。ここに、武士階級だけでなく、一般庶民をも含めた国民の精神的統一をする必要を痛感して、国民教育・公民陶冶の立場からあらためて庶民の教育政策をとりあげたことになった<sup>18</sup>さらには「水野忠邦の果断による「天保の改革」の一翼として、庶民教育にたいする国策が、きびしく寺子屋の内部に滲透してきた時代であった<sup>19</sup>と述べている。しかし、寺子屋は「幕府や諸藩の保護や干渉をうけたとはいえず、本質的には近代化していく庶民の生産活動、経済活動の要請から、自然発生的に生まれ、育った教育施設である。したがって、まさに庶民大衆の経済生活の一進一退に、その運命を託していた<sup>20</sup>と指摘している。

寺子屋の発達及び庶民生活の水準や一定の生活安定性が寺子屋の普及に関連しているとしながらも、庶民教育施設の普及は幕府及び藩が外圧によつての政情不安から、庶民を統制するために指導や干渉以外にも開設の補助的役割を担っていたことも推測される。

表1 寺子屋開業の趨勢

年次	関東	奥羽	中部	近畿	中国	四国	九州	北海道	合計
享保 1716-1735	2	4	6	2		2	1		17
元文～寛保 1736-1743	2	3	8	1	1	1			16
延享～寛延 1744-1750	2	3	6	1	1		1		14
宝暦 1751-1763	3	5	11	3	3	4	5		34
明和 1764-1771		3	7	4	9	5	2		30
安永 1772-1780	1	9	10	5		1	3		29
天明 1781-1788	2	13	30	26	16	8	6		101
寛政 1789-1800	4	31	45	39	18	11	17		165
享和 1801-1803	1	7	20	10	11	3	6		58
文化 1804-1817	22	48	115	68	86	18	30		387
文政 1718-1829	47	92	147	130	138	40	92		676
天保 1830-1843	111	271	507	319	410	74	285	7	1,984
弘化～嘉永 1844-1853	156	279	463	453	735	79	224	10	2,398
安政～慶応 1854-1867	356	301	876	887	1,323	170	365	15	4,293
明治 1868	200	48	145	181	327	42	81	11	1,035
合計	909	1,117	2,396	2,118	3,078	458	218	43	11,237

注1.石川謙著 『寺子屋』.p86～87より引用

## (2) 大学設置計画と小学校設置の過程

明治新政府は明治初年、一連の教育政策において、京都、東京に大学を設置する方策を実施した。これは、「新しい時代に即応する指導的人材の養成と当時急務とされていた欧米の学術・文化を搾取するための中心機関<sup>21</sup>としての大学設置計画である。

新政府は初めに教育政策のひとつとして、1868(明治元)年2月、京都において国学派玉松操・矢野玄道・平田鉄胤の3名を学校取調掛に任命した。その後3名は揃って内国事務所の所属になり、早くも翌月には復古主義の大学設置計画案「学舎制」をまとめ政府部内に提出した。しかし、京都における大学設置計画は困難を要した。初めに、京都における学校計画は、公卿の学校としての伝統をもつ学習院(漢学)を大学設置の基礎として計画していた。学習院とは、「公家の教育を目的として天保13年(1842)設立された京都学習所を起源とし、それが明治元年再興され「学習所」→「学習院」→「大学寮代」<sup>22</sup>と改め儒教教育機関を受け継いだものである。だが、「大学寮代」と改称したことによって先の国学派と対立する結果となった。国学派の対立要因について、水田聖一氏は、「幕末の弘化4(1847)年に開講し

た京都の公家学校である「学習院」が、王政復古の大政変で一時休講になっていたが、慶応4(明治元)年3月12日に復興した。この時点ではまだ、平田、玉松、矢野は「学舎制」の起草中であったが、学習院は漢学中心であったため、玉松ら三人の国学者に学校制度取り調べの命が下ったことに対して、反岩倉派の公家たちが自己アピールをしたとの考えは否めないであろう<sup>23</sup>と指摘している。さらに新政府は、国学派玉松操・矢野玄道・平田鉄胤の3名を学校取調掛に任命したことは、「伝統的な儒教中心の漢学をやめて、国学主義に転換したことを意味する」<sup>24</sup>ものであり、漢学中心の学習院が、大学寮代と改称したことで「往古の大学寮継承へと昇格したことを意味する」<sup>25</sup>と指摘している。よって、儒教的旧体制を打ち壊そうとした国学派の玉松操・矢野玄道・平田鉄胤との対立は避けられないものとなった。

新政府は、学派の対抗緩和処置として大学寮の取建ては一時見送ったが、両派の対立解消を図るため1868(明治元)年9月に「漢学所」、同年12月に「皇学所」を開校した。しかし両学派の対立抗争と新政府の近代化政策の進行、政治の中心が東京に移るとともに具体化されず、「漢学所」、「皇学所」を合併して「大学寮代」として一時継承されたが、1870(明治3)年に廃止された。遂に京都における大学設置計画は実現に至らなかった。<sup>26</sup>

東京では、政治の中心が東京に移るとともに旧幕府の昌平坂学問所と医学所を復興、改称しそれぞれ「昌平学校」・「医学校」また開成所を「開成学校」としている。新政府は、それらの学校を母体として大学創設の計画を立案した。京都の学校取調掛りが復古主義の国学者であるのに対し、東京では洋学者である一等訳官神田孝平、外国官権判事森金之丞(有礼)、静岡藩士内田恒次郎(正雄)、同箕作麟祥などが学校取調掛りに任命された。このことから京都と対照的な人選を示している。ただし、昌平学校の企画には国学者平田鉄胤、儒学者中沼了三の2名も参加している。<sup>27</sup>この大学創設計画は1869(明治2)年6月、昌平学校を大学の本校(国漢学部)とし、開成学校(洋学部のち大学南校)、医学校(医学部のち大学東校)を合わせて総合大学を設置する計画を示した。同年7月、官制改革により教育行政官庁として「大学寮」が設けられ、大学寮は、最高学府と中央教育行政官庁との二重機能を持つことになる。しかし、「国学を根幹として漢学を従属的に位置づけたこと」<sup>28</sup>によって、国学派と漢学派の対立抗争が生じ東京の大学寮も同様に閉鎖される結果となった。<sup>29</sup>

京都の「大学寮代」、東京の「大学寮」は学派の紛争によって大学としての機能が失われるなか、新政府は根本的な改革を迫られていた。そこで、当時優勢となっていた洋学派を中心とした洋学系統の学校制度案、「大学規則」・「中小学規則」を示した。この規則は、全国的な規模の学校制度を定めたもので、大学から小学までの一貫した学校制度を立案していることが注目される。<sup>30</sup>

倉澤剛氏は、「大学規則」・「中小学規則」について以下のように総括している。

「大学規則」<sup>31</sup>

- ① 「学体」には教育方針が示されているが、皇学偏重の思想をふりすて日本の学問がはつきり合理主義・啓蒙主義の方向をとることが示された。
- ② 学問や教育の内容(皇学・漢学・洋学)や蘭学・英学・仏学・独乙など、国別に考えた教

科の考え方をしりぞけ、教科・法科・理科・医科・文科という近代的な教科の方式を取り入れた。

- ③ 大学・中学・小学という学校の三段階が示され、大学は中央に一ヶ所おき、中小学は府藩県におくという学校の企画が示された。
- ④ 学費は府藩県の石高によってその定額をさだめるとした。

「中小学規則」<sup>32</sup>

- ① 子弟はおよそ8歳で入学し、18歳で終わり、修業年限はおよそ8年であることし、小学校の型ははっきりとした形で示された。
- ② 小学校は普通学を学ぶ主とし、兼ねて専門五科の大意を知るべきこと。
- ③ 小学校の教科については、句読・習字・算術・語学・地理学・五科大意とする。
- ④ 小学校は中学や大学の専門科目を学ぶために、その予科として普通学を授けるところと解されている。

この規則は、太政官の指令により府藩県への施行は見合わせとなったが、東京府や京都府、金沢などでは政府の「御規則」として受け取っている実例や規則にならって、藩校を中小学に改組するなど、専門学科に入るための予科にあたる普通学を施す小学校が各地にみられた(長崎府医学校附属小学校・開成学校附属小学校・大学東校附属小学校など)。<sup>33</sup>これらの構想は、「大学中心に小学校を考え、大学や中学に進んで専門学科を学ぶ者のために、その予科的な段階として普通学を授ける学校を小学校として」<sup>34</sup>位置づけている。

以上の過程から、「大学規則」「中小学規則」は新政府が初等教育について始めて公布したものであり、ここでの小学は大学に入るための準備教育を施す教育機関であることを言及した。しかし、これらの教育機関は、国民一般を含む解放された教育機関ではなく、まだ近代的な学校体制が確立していなかった。<sup>35</sup>

### (3) 一般庶民を対象とした小学校設立の過程

前述した小学校の学校計画は、大学へ進むための予科的な学校であり、国民全般の学校を目指したわけではなく指導者層の育成を重視した学校計画であった。

これに対して、国民全般を対象とした学校計画も早期から計画されている。1862(明治2)年2月諸府県で実施する行政の大綱として「府県施政順序」を定めた。そこには、国民全般を対象とした学校の設置に関する条文に「小学校ヲ設ル事」(ただし、新政府直轄の府県のみ)を地方行政の基礎事項の一項に示した。新政府は、国民一般に対する考えとして、「近代国家を建設する基礎として国民の育成することが肝要であり、そのために国民一般の教育が急務であることを認めていた」<sup>36</sup>からである。

これらの実情は、木戸孝允の、1868(明治元年)年「建言書案」においても、「元来国之富強は人民之富強にして一般之人民無識貧弱之境を不能離ときは王政維新之美名も到底属空名世界富強之各国に対峙する之目的も必失其实付而は一般人民之智識進歩を期し文明各国之規則を取捨し徐々全国に学校を振興し大に教育を被為布候儀則今日之一大教務と奉存候」<sup>37</sup>と述べていることや、伊藤博文の「国是綱目」(1869 明治2年)の6か条の建言のひとつに、

「全国ノ人民ヲシテ世界万国ノ學術ニ達セシメ、天然ノ智識ヲ拡充セシム可シ」(第5条)<sup>38</sup>という一項を掲げ、「欧州各国が文明開化の治を開いたのは、人々がきそって智識をたかめ、學術をおこしたからである。今やわが国も一般人民の耳目を開くべき千載の好機だから、東京・京都に大学をおこして万国の學術を学びとるだけでなく、府藩県から郡村に至るまで小学校を設け、世界有用の學業を学ばせ、あまねく人民の智識を開発するべきだ」<sup>39</sup>と伊藤の論旨も木戸と同様に説いている。以上のことから、新政府は国民全般を新時代の政治情勢に即応させるためには、全国民のための学校を設け、国民教育の根幹を担う教育の普及が急務であったことは明らかであった。

倉沢剛氏によると、1869(明治2)年2月の「府県施政順序」の布告は、府県の行政にあたる地方官に、施政の心得を示したもので、「府県施政順序」に示されている小学校の設置については、「地方官に小学校の設置を心得させるものであり、一般人民にひろく小学校の設置を令したのではない」<sup>40</sup>としている。しかし府県の学校をおこす計画は以前より昌平学校に任せており、「府県学校の施設については、昌平学校内に府県学校取調局を置き、昌平学校から地方の学校設置計画案が上申された」<sup>41</sup>。ただし昌平学校の学校計画に対して、行政官は1869年(明治2)年3月つぎの布告を発した。

「行政官布告 二年三月二十三日

庠序ノ教不レ備候テハ政教難レ被行候ニ付、今般諸道府県ニ於テ小學校被レ設、人民教育ノ道洽ク御施行被レ爲レ在度思召ニ候間、東北府縣速ニ學校ヲ設ケ、御趣意貫徹候様盡力可レ至旨被レ仰出レ候事

但學校取調トシテ東京學校ヨリ人撰ヲ以差向候間商議可レ至事

三月 行政官」<sup>42</sup>

先の、昌平学校が上申した学校計画には、「府県の学校を設ける第一着手として、まず兵乱後の東北府県に着目した」<sup>43</sup>のものであり、「大学がこれを管轄し、学規も教員も試業も大学が世話をする」<sup>44</sup>という考えであった。これに対して、行政官は「府県施政順序」の考え方に立ち、府県が中心となって管轄する小学校を設けるという方針を打ち出した。これは、「今般諸道府県ニ於テ小學校被レ設、人民教育ノ道洽ク御施行被レ爲レ在」<sup>45</sup>と示したように近代的な小学校を構想している。また、先の布告で、特に留意しなければならないのは「東北府縣速ニ學校ヲ設」<sup>46</sup>である。これは、現在の東北6県ではなく、関東地方から奥羽地方に及ぶ新置府県に対してであり、関東から奥羽にわたる行政官直轄の府県を指している。行政官はまず自ら直轄している関東東北の府県に、小学校設置の令を出したのであった。<sup>47</sup>よって、行政官布告に対する趣旨として、「庠序(学校)の教が備わらないでは、政教が行われがたいから、今般諸道府県に於て小学校を設けられ、人民教育の道をあまねく御施行あらせたい思召なので、関東から奥羽越にわたる府県は速やかに学校を設け、御趣意が貫徹するよう尽力するように、というのである。これは従来、さいごまで官軍に抗した奥羽諸藩へ向けられたもの、兵乱後の東北諸県(こんにちの意味での)をとくにめざした布告と軽くみられてきたが、実はそういう軽いものではなく、それは東日本の全体、駿河から陸奥にいたる十三

州府県にあてた小学校設置の令であった」<sup>48</sup>と倉沢剛氏は指摘している。

実際には、1870(明治3)年12月の太政官達によって、「諸県郷学校ノ儀追テ一定ノ規則相立候迄先高一万石ニ付現米一石五斗宛用度ニ可充置事」<sup>49</sup>と石高に応じて諸県学校費の補助案が定まってから学校が続々と設けられるようになった。倉沢剛氏は、「全国の諸県を対象とする教育費国庫負担のはじめであろう」<sup>50</sup>と推測している。

以上のことから新政府は、広く人民に対して小学校の勸奨と普及を図っていたが、「江戸期以来の教育体制をどのように改編し組織しなおすか」<sup>51</sup>、「寺子屋・私塾等の民間の教育諸施設をいかに改編するか」<sup>52</sup>が課題として残った。1871(明治4)年の文部省の設置によって全国の学校を文部省の所管とし、これまでの小学校の二重体制は、国民一般を対象とする初等教育の基本方針として「学制」の公布によって小学校の一元化は一応の解決に至った。<sup>53</sup>

### III.修身科成立の過程

「学制」公布以前における教育政策は、「幕府時代の古い教育体系をも同時に踏襲せざるを得なかった」<sup>54</sup>。しかし、「学制」実施にあたり国民すべてが学ぶべき小学校の教育課程が庶民と指導者という二重の内容ではなく単一の教育課程として構成されたことである。ただし、その教科は寺子屋・藩校における伝統的教科および教育内容とはことなり、従来の伝統的教科には存在しなかった教科が加えられたことである。

本章では、吉田熊次、海後宗臣氏の「教育勅語渙発以前に於ける小学校修身教授の変遷」(昭和14年、国民精神文化研究所第1年第3冊)および藤田昌士氏による「修身科の成立過程」(昭和40年東京大学教育学部紀要第8巻)などの先行研究を参照としながら、修身科成立の過程および発展の素地を概括する。

#### (1) 教科規定における修身科の登場

「学制」の教育規定によれば、小学校教育は次のように定められている。「小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス之ヲ区分スレハ左ノ数種ニ別ツヘシ然トモ均ク之ヲ小学ト称ス即チ尋常小学女児小学村落小学貧人小学小学私塾幼稚小学ナリ」(第21章)<sup>55</sup>。尋常小学校の他に各種小学校を認め、「実状に即した初等教育の普及を図ったもの」<sup>56</sup>と考えられる。さらには、生活困窮者に対して、貧人小学校の設立を設けたことは、全員就学の最も大きな障害となる困窮者の未就学回避と「学制で掲げられた理念の実現に必須であると予期された」<sup>57</sup>対策として構想された小学校であった。<sup>58</sup>

明治初期には、初等教育の普及充実が最大の取り組みであり、「自今以後一般の人民華土族農工商及婦女子必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」<sup>59</sup>という理念もと、すべての国民を就学させようとする意図を示した。<sup>60</sup>

文部省は「学制」の公布とともに、府県に対し小学校の開設を督励し、府県もこれに尽力し、短期間で全国に多数の小学校が開設された。

岸井勇雄氏は、小学校の普及が急速に進められたことについて、「「学制」発布後の文教当局ならびに地方住民の努力に負うところ大なるものがあるが、近世における寺子屋を中心とする学校教育の発達を土台としていることも見逃すことができない」<sup>61</sup>と指摘している。

さらに、各府県のとった小学校開設の方法を3種類に区分し、第1は、従来存在した寺子屋・私塾等を全廃して、新しく小学校を設置すること。第2は、寺子屋・私塾等をそのまま存置して、これと別個に公立小学校を設けること。第3は、寺子屋・私塾等を学区に基いて併合し、そのままこれを小学校に再編するとい方法であった。実際には、第3の方法をとった地方がもっとも多く、いくつかの寺子屋・私塾を集めて一つの小学校をつくり、寺子屋の師匠を小学校の教員とし、寺子を小学校の生徒とする例が全国的に見られていたことは、「当時の小学校の、実態面における寺子屋との連続性を認めることができよう」<sup>62</sup>と述べている。

「学制」における教育課程の政策について、倉沢剛氏は、「学制の設計者たちは、教育の内容の改革について極めて積極的であった。そもそも学制を改革するというのは、主として教育内容を改革しようとする意図に発している」<sup>63</sup>と指摘している。

稲垣忠彦氏は、「学制」における教育課程の編成課題について次のようにまとめている。「(一)階級・身分の別の廃止という方針のもとに成立した小学校において、国民に共通の教育としてどのような教育課程を構成するか、(二)従来の寺子屋・藩学の教育の批判および欧米の先進諸国に追いつくという維新の課題意識にもとづいて国民にどのような内容の教育を与えていくか、(三)学制実施の当初において施設および教師の能力等の不備な条件のもとで、新しい教育課程をどのように全国的に実現していくか」<sup>64</sup>である。こうした状況から「学制」の公布にあたり、「漢学を中心とする固陋迂遠な学問から、洋学を中心とする実利実益の学問への転換」<sup>65</sup>を目指した。以上の経過から最初の小学校教科は、「学制」第27章の規定によって下等小学および上等小学の教科を次のように定めた。

「下等小学教科

一綴字 二習字 三単語 四会話 五読本 六修身 七書牘 八文法 九算術 十養生法 十一地学大意 十二理学大意 十三体術 十四唱歌当分之ヲ欠ク

上等小学ノ教科ハ下等小学教科ノ上ニ左ノ条件ヲ加フ

一史学大意 二幾何学罫画大意 三博物学大意 四科学大意

其他ノ形情ニ因テハ学科ヲ拡張スル為メ左ノ四科ヲ斟酌シテ教ルコトアルベシ

一外国語学ノ一二 二記簿法 三画学 四 天球学」<sup>66</sup>

倉沢剛氏は、「学制」第27章に掲げられた小学校の教科目は、「主として米国のカリキュラムを模している」<sup>67</sup>こと、修身科については、「小学教則で示されるように、下等小学のはじめニカ年におかれるだけ、知育偏重・道徳軽視の性格がきわだっている」<sup>68</sup>を指摘している。

次に文部省は、1872(明治5)年、「学制」における小学校の各級の教科と毎週教授時数・教授要旨などを具体的に示した小学教則を開示した。これは、「一般必行ノモノニハ非ス」<sup>69</sup>と記し、各地の状況により弾力的に活用すべきものとして示した。<sup>70</sup>「小学教則」による修身科の規定は以下の通りである。

「第八級 修身口授 一週二字 即チ二日置キニ一字 民家童蒙解童蒙教草等ヲ以テ教師

口ッカラ縷々之ヲ説諭ス

第七級 修身口授 一週二字 前級ノ如シ

第六級 修身口授 一週二字 勸善訓蒙修身論等ヲ用イ教師之ヲ講述スルコト前級の如シ

第五級 修身口授 一週一字 性法略等ノ大意ヲ口述ス」<sup>71</sup>

改正教育令以前の修身科目は非常に比重が軽い科目であり、「発足当初の近代学校のカリキュラムは、著しく知識本位で、道德教育の計画などは、きわめて素朴的なもの」<sup>72</sup>として取り扱われた。

教授手法については、「修身口授」という名のもと、下等小学の最初の2カ年、教師が口授(毎週1～2時間程度)によって授業をおこなうものと規定している。また、口授資料として使われた教科書の大部分は、欧米の翻訳書や道德論などであった。しかし、実際の授業については、あり合わせの市販ものや翻訳ものであり、その使用方法も「口授の資料というよりも、実際はもっと素朴的であって、単に素読式に字義や文意を説くに終わっていた」<sup>73</sup>として、初期における修身教育は、「欧米先進国の知識技術の受容と文化の摂取が最優先の課題であり、修身教科書も啓蒙思想を紹介した翻訳教科書とならざるを得なかった。したがって、修身教科書の内容は、世界的で普遍的な意識と個人意識の昂揚が尊重される一方で、民族的で国家的な意識が強調されることは少なく、それはまた国民生活から遊離したものである」<sup>74</sup>と当時の情勢について貝塚茂樹氏は指摘している。「学制」施行後の数年間は、「教学大旨」が出されるまできわめて低調であり、日本の伝統的な儒教道德に基づいた教育内容と当時の社会生活とが全くかけ離れた教育であった。

## (2) 近世庶民教育と修身科発達の関連

藤田昌士氏は、「学制」における修身科成立の素地について、「近世庶民教育に萌芽的に生成しながらも、この領域が明確に教科として表現されるためには、欧米の教科課程の影響こそ、修身科の登場にとって決定的な要因といわなければならない」<sup>75</sup>ことを指摘した。「口授」という形式をとることによって、「小学教則」では、修身口授という名称を与えられた。

「口授」という形式は、当時の欧米教授法の一つとして紹介されているが、修身口授科の実質は修身談ともいえるべきものであり、この意味で「御談義」あるいは「講談」に通ずるものとして着目していた。<sup>76</sup>

庶民教育の系統として修身談の教授手法と見たとき、石川謙氏は、江戸幕府・諸藩から寺子屋に対する保護や干渉、指導といった寺子屋政策が確立すると、当時の為政者たちは、「武士階級だけではなく、一般庶民をも含めた国民の精神的統一をする必要を痛感して、国民教育・公民陶冶の立場から、あらためて庶民の教育政策をとりあげることになった」<sup>77</sup>と指摘している。こうした事情には、寛政・天保期頃(1789～1843)から外憂内憂による危機感から、幕藩当局指導のもと国民全体に対する社会の風教の維持と向上を図る為、寺子屋を公民訓練所として試みる考えもあらわれた。よって、為政者の政策と寺子屋教育の発達が相まって御談義(修身談)が寺子屋に加わるようになった。さらには、儒教主義の影響もあって、幕末期に及んで修身科は一教科として独立するに至ったものと結論づけている。<sup>78</sup>

明治時代に移り、新政府は小学校の設置方針として「府県施政順序」を政府の公的な方針として示した。この方針は、書読書を主要教科として日常生活に必要な知識を授けると同時に、時々講談をおこなって国体がいかなるものであり、時勢が維新後如何に変化したか更にこれに対して国民としていかに処するべきかを理解することとして、日本の国民道徳である忠孝の道を知らしめることを小学校教育の要旨としていた。教授方法については、封建時代からの庶民教育の伝統を引き継いでいることは先に述べた。

吉田熊次等は、「学制」公布以前における講談について、「国民としての精神を教養する為には先ず第一に講談に依って国体と時勢」<sup>79</sup>を理解させることが目標として掲げていると同時に、「精神教育の内容として我が国体の特質と明治維新後時勢が全く変遷した有様及びこの国体の下に国民となり、新しき時代を創造するに際し如何に処すべきか」<sup>80</sup>を指示したものであるとして、「国民普通教育を国家が管轄するに至った際に、国家の要求が精神教養に関して如何に現はれたかはこの小学校教育の要旨に尽くされている」<sup>81</sup>と指摘している。

ただし、修身学として登場したのは、「大学規則」1870(明治3)年の一科目として掲げられた。「この修身学は学科の名称として修身なる言葉の用いられた最初のものであろう」<sup>82</sup>と吉田等は推測している。「大学教則」に示された教育制度は欧米の学校制度やその他欧米教育事情に関する先行研究を模倣したもので、藤田氏が指摘してあるように、「修身学は、慶応2年、福沢諭吉によって、アメリカ大学の一学科として紹介されている」<sup>83</sup>ことを挙げると、修身学としての名称は欧米の教科課程を要因として成立したと示唆される。しかし、その教授手法については、近世庶民教育からの手法を継承されていると察せられる。

#### IV.むすびにかえてー明治初期における青森県の教育事情ー

青森県の成り立ちについて簡略すると、青森県は廃藩置県後に成立したもので元来は、弘前藩・黒石藩・八戸藩・七戸藩が存在した。特に弘前藩は、1796(寛政8)年に稽古館という藩学を設けて、藩士に対する教育の普及に努めていた藩であった。明治維新では、「立藩当初から勤王精神で一貫」<sup>84</sup>していたこともあり、奥羽越列藩同盟を脱退して新政府側にわたった。そのため版籍奉還の後も領地を没収されたり、弾圧を加えられたりすることなく明治新政府の行政区に組み入れられ新政府の行政官史とされた。<sup>85</sup>

しかし、小学校設置の試みは容易ではなかった。弘前藩は奥羽列藩同盟を脱退し新政府側についた為、「同盟諸藩からは裏切者と蔑視され、官軍からは何かつけて疑惑の目で見られ、その動きに精彩を欠いていた」。<sup>86</sup>新政府側に忠義を示すように軍資金を提供したことや、函館戦争の前進基地になっていたことで、新政府が示した教育政策「府県施政順序」の小学校を設けることは到底不可能であった。<sup>87</sup>

明治新政府が国民一般の教育普及を非常に重視していたことは、各公布によって明らかとなっているが、青森県民の生活の実態について次の報告がある。当時の青森県権令菱田重禧は、あまりの不衛生な地方民の生活に驚き、環境衛生の改善に乗り出した。そして「陋習先脱の令」を告諭したが一向に改善する傾向は見られなかった。その理由に、当時日本全国の文盲は8割とされていたが、青森県の場合は9割が文盲であった。県民はおろか伍長(町

会長のようなもの)において文盲状態であったことから、「陋習先脱の令」を掲げても県民には到底理解されないものであった。千葉寿夫氏は、「無知と貧困は当時全国に見られた現象だと思うが、青森県の場合は、特にひどかったのではなかろうか。このような地方民の姿を見ては政府も安閑としていられなかったにちがいない。必然的に国民教育の問題がとりあげられ、教育普及の対策が考えられたが、現実はその衝に当たる県官の苦心も察しられる」<sup>88</sup>と述べている。

青森県でも紆余曲折でありながら、「学制」公布後には青森県内で最も人口を有し、士族や大商人が多かった弘前は、一番小学校、二番小学校と開設するに至っている。ただし、地域性から千葉寿夫氏は「二つの公立に対して、古い型の私塾が四十校」<sup>89</sup>も開設され、「弘前の人々の教育に対する熱意の表れともみられるが、反面弘前という土地の保守性」<sup>90</sup>から、「新設の公立小学校の入学者が少ないことを意味する」<sup>91</sup>と指摘している。

さらに、青森県は小学校での学習を授ける為、県内で行う小学校課業表を作成した。本稿では、教育政策に沿って修身科の成立について概観したが、青森県の修身教育については考究するには至らなかった。文部省は、小学校の各級の教科と毎週教授時数・教授要旨などを具体的に示した小学教則では、「一般必行ノモノニハ非ス」<sup>92</sup>とし、各地の状況により弾力的に活用すべきものとした。<sup>93</sup>故に、青森県の小学校課業表(明治7年4月)では、庶民教育からの伝統を引き継ぎ、他の教科と併用して行われたか定かではないが修身および修身口授については確認することはできなかった。今後の課題として青森県における修身教育の実態を調査したい。

---

引用文献

- 1 村上俊亮・坂田吉雄(1981)『明治文化史 第3巻教育道徳』.原書房.p23
- 2 文部省(1972)『学制百年史』.帝国地方行政学会.p81
- 3 大田健 日本近代史教育史事典編(1971)『日本近代史教育史事典』.海後宗臣監. 修平凡社.p2
- 4 大田健 日本近代史教育史事典編(1971)『日本近代史教育史事典』.海後宗臣監. 修平凡社.p2
- 5 大田健 日本近代史教育史事典編(1971)『日本近代史教育史事典』.海後宗臣監. 修平凡社.p2
- 6 大田健 日本近代史教育史事典編(1971)『日本近代史教育史事典』.海後宗臣監. 修平凡社.p2
- 7 仲新 日本近代史教育史事典編(1971)『日本近代史教育史事典』.海後宗臣監. 修平凡社.pp56～57
- 8 大田健 日本近代史教育史事典編(1971)『日本近代史教育史事典』.海後宗臣監. 修平凡社.p3
- 9 倉沢剛(1963)『小学校の歴史 I』.ジャパンライブラリービューロー.pp2～5
- 10 村上俊亮・坂田吉雄(1981)『明治文化史 第3巻』.原書房.pp7～9
- 11 文部省(1972)『学制百年史』.帝国地方行政学会.p73
- 12 村上俊亮・坂田吉雄(1981)『明治文化史 第3巻道徳教育』.原書房.p10
- 13 文部省(1982)『学制百年史』.帝国地方行政学会.pp68～69
- 14 文部省(1972)『学制百年史』.帝国地方行政学会.p70
- 15 文部省(1972)『学制百年史』.帝国地方行政学会.p70
- 16 石川謙(1970)『寺子屋』.至文堂.p74
- 17 文部省(1982)『学制百年史』.帝国地方行政学会.p70
- 18 石川謙(1970)『寺子屋』.至文堂.p81
- 19 石川謙(1970)『寺子屋』.至文堂.pp88～89
- 20 石川謙(1970)『寺子屋』.至文堂.p91
- 21 文部省(1972)『学制百年史』.帝国地方行政学会. p 82
- 22 麻生誠 (1971) 日本近代教育史事典編集委員会(編集)海後宗臣(監修)  
『日本近代教育史事典』.平凡社.p117
- 23 水田聖一(2002)「近代日本における教育制度の形成と道徳教育」『富山国際大学人文社会学部紀要 VOL.2』 .p139  
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10196694/www.tuins.ac.jp/library/pdf/2002jinbun-PDF/139mizuta.pdf>(参照日 2021年12月18日)
- 24 水田聖一(2002)「近代日本における教育制度の形成と道徳教育」『富山国際大学人文社会学部紀要 VOL.2』 .p139

---

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10196694/www.tuins.ac.jp/library/pdf/2002jinbun-PDF/139mizuta.pdf>(参照日 2021 年 12 月 18 日)

<sup>25</sup> 水田聖一(2002)「近代日本における教育制度の形成と道徳教育」『富山国際大学人文社会学部紀要 VOL.2』.p139

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10196694/www.tuins.ac.jp/library/pdf/2002jinbun-PDF/139mizuta.pdf>(参照日 2021 年 12 月 18 日)

<sup>26</sup> 麻生誠 (1971) 日本近代教育史事典編集委員会(編集)海後宗臣(監修)

『日本近代教育史事典』.平凡社.p117

<sup>27</sup> 倉沢剛(1963)『小学校の歴史 I』.ジャパンライブラリービューロー.pp18~19

<sup>28</sup> 文部省(1972)『学制百年史』.帝国地方行政学会. p 86

<sup>29</sup> 大田健 (1971) 日本近代教育史事典編集委員会(編集)海後宗臣(監修)

『日本近代教育史事典』.平凡社.p24

<sup>30</sup> 文部省(1972)『学制百年史』.帝国地方行政学会. p 82

<sup>31</sup> 倉沢剛(1963)『小学校の歴史 I』.ジャパンライブラリービューロー.pp35~36

<sup>32</sup> 倉沢剛(1963)『小学校の歴史 I』.ジャパンライブラリービューロー.pp36~37

<sup>33</sup> 倉沢剛(1963)『小学校の歴史 I』.ジャパンライブラリービューロー.pp37~38.78

<sup>34</sup> 倉沢剛(1963)『小学校の歴史 I』.ジャパンライブラリービューロー.p77

<sup>35</sup> 文部省『学制八十年史』.大蔵省印刷局.pp35~36

<sup>36</sup> 文部省『学制八十年史』.大蔵省印刷局.p89

<sup>37</sup> 石田加都雄 (1971) 日本近代教育史事典編集委員会(編集)海後宗臣(監修)

『日本近代教育史事典』.平凡社.p80

<sup>38</sup> 倉沢剛(1963)『小学校の歴史 I』.ジャパンライブラリービューロー.p9

<sup>39</sup> 倉沢剛(1963)『小学校の歴史 I』.ジャパンライブラリービューロー.p9

<sup>40</sup> 倉沢剛(1963)『小学校の歴史 I』.ジャパンライブラリービューロー.p19

<sup>41</sup> 村上俊亮・坂田吉雄(1981)『明治文化史 第3巻道徳教育』.原書房.p34

<sup>42</sup> 倉沢剛(1963)『小学校の歴史 I』.ジャパンライブラリービューロー.pp20~21

<sup>43</sup> 倉沢剛(1963)『小学校の歴史 I』.ジャパンライブラリービューロー.p21

<sup>44</sup> 倉沢剛(1963)『小学校の歴史 I』.ジャパンライブラリービューロー.p21

<sup>45</sup> 倉沢剛(1963)『小学校の歴史 I』.ジャパンライブラリービューロー.p21

<sup>46</sup> 倉沢剛(1963)『小学校の歴史 I』.ジャパンライブラリービューロー.p21

<sup>47</sup> 倉沢剛(1963)『小学校の歴史 I』.ジャパンライブラリービューロー.p26

<sup>48</sup> 倉沢剛(1963)『小学校の歴史 I』.ジャパンライブラリービューロー.pp19~27

<sup>49</sup> 石田加都雄 (1971) 日本近代教育史事典編集委員会(編集)海後宗臣(監修)

『日本近代教育史事典』.平凡社.p80

<sup>50</sup> 倉沢剛(1963)『小学校の歴史 I』.ジャパンライブラリービューロー.pp62~63

<sup>51</sup> 石田加都雄 (1971) 日本近代教育史事典編集委員会(編集)海後宗臣(監修)

『日本近代教育史事典』.平凡社.p81

- 
- 52 石田加都雄 (1971) 日本近代教育史事典編集委員会(編集)海後宗臣(監修)  
『日本近代教育史事典』.平凡社.p81
- 53 石田加都雄 (1971) 日本近代教育史事典編集委員会(編集)海後宗臣(監修)  
『日本近代教育史事典』.平凡社.p81
- 54 村上俊亮・坂田吉雄(1981)『明治文化史 第3巻』.原書房. p 24
- 55 文部省(1972)『学制百年史(記述編、資料編共)』.帝国地方行政学会. p13
- 56 岸井勇雄 (1971) 日本近代教育史事典編集委員会(編集)海後宗臣(監修)  
『日本近代教育史事典』.平凡社.p83
- 57 板橋政裕「明治前期教育法にみる国民皆学の理念」. p 95  
file:///C:/Users/osawa/Downloads/kyoiku-no20-a10%20(2).pdf(閲覧日 2022/1/22)
- 58 岸井勇雄 (1971) 日本近代教育史事典編集委員会(編集)海後宗臣(監修)  
『日本近代教育史事典』.平凡社.p84
- 59 文部省(1972)『学制百年史(記述編、資料編共)』.帝国地方行政学会. p11
- 60 岸井勇雄 (1971) 日本近代教育史事典編集委員会(編集)海後宗臣(監修)  
『日本近代教育史事典』.平凡社.p83
- 61 岸井勇雄 (1971) 日本近代教育史事典編集委員会(編集)海後宗臣(監修)  
『日本近代教育史事典』.平凡社.p83
- 62 岸井勇雄 (1971) 日本近代教育史事典編集委員会(編集)海後宗臣(監修)  
『日本近代教育史事典』.平凡社.p83
- 63 倉沢剛(1963)『小学校の歴史Ⅰ』.ジャパンライブラリービューロー.p647
- 64 稲垣忠彦 (1971) 日本近代教育史事典編集委員会(編集)海後宗臣(監修)  
『日本近代教育史事典』.平凡社.p230
- 65 倉沢剛(1963)『小学校の歴史Ⅰ』.ジャパンライブラリービューロー.p647
- 66 文部省(1972)『学制百年史(記述編、資料編共)』.帝国地方行政学会. p14
- 67 倉沢剛(1963)『小学校の歴史Ⅰ』.ジャパンライブラリービューロー.p657
- 68 倉沢剛(1963)『小学校の歴史Ⅰ』.ジャパンライブラリービューロー.p651
- 69 文部省(1972)『学制百年史(記述編、資料編共)』.帝国地方行政学会.p79
- 70 稲垣忠彦 (1971) 日本近代教育史事典編集委員会(編集)海後宗臣(監修)  
『日本近代教育史事典』.平凡社.p231
- 71 倉沢剛(1963)『小学校の歴史Ⅰ』.ジャパンライブラリービューロー.pp662～665
- 72 教師養成研究会編(1999)『道德教育の研究新訂版』.学芸図書. p 23
- 73 教師養成研究会編(1999)『道德教育の研究新訂版』.学芸図書. p 23
- 74 貝塚茂樹監修(2015)『文献資料集成日本道德教育論争史』.日本図書センター.p15～16
- 75 藤田昌士(1965)「修身科の成立過程」大蔵省印刷局.『東京大学教育学部紀要』.第8  
巻.pp196～197
- 76 藤田昌士(1965)「修身科の成立過程」大蔵省印刷局.『東京大学教育学部紀要』.第8  
巻.pp196～197

- 
- 77 石川謙(1970)『寺子屋』.至文堂.p81
- 78 石川謙(1929)『日本庶民教育史』. 刀江書院.p.441
- 79 吉田熊次海後宗臣(1939)『国民精神文化研究所』.合資会社光文社. p 14
- 80 吉田熊次海後宗臣(1939)『国民精神文化研究所』.合資会社光文社. p 14
- 81 吉田熊次海後宗臣(1939)『国民精神文化研究所』.合資会社光文社. p 14
- 82 吉田熊次海後宗臣(1939)『国民精神文化研究所』.合資会社光文社. p 16
- 83 藤田昌士(1965)「修身科の成立過程」大蔵省印刷局.『東京大学教育学部紀要』第 8 卷.p197
- 84 前野喜代治(1961)『みちのく双書第 14 集青森県教育史続』. 青森県文化財保護協会.p18
- 85 弘前市教育史編纂委員会(1975)『弘前市教育史 上巻』. 弘前市教育委員会.p48.
- 86 千葉寿夫(1987)『明治の小学校』. 津軽書房.p18
- 87 千葉寿夫(1987)『明治の小学校』. 津軽書房.p18
- 88 千葉寿夫(1987)『明治の小学校』. 津軽書房.pp21～24
- 89 千葉寿夫(1987)『明治の小学校』. 津軽書房.p41
- 90 千葉寿夫(1987)『明治の小学校』. 津軽書房.p42
- 91 千葉寿夫(1987)『明治の小学校』. 津軽書房.p42
- 92 文部省(1972)『学制百年史(記述編、資料編共)』.帝国地方行政学会.p79
- 93 稲垣忠彦 (1971) 日本近代教育史事典編集委員会(編集)海後宗臣(監修)『日本近代教育史事典』.平凡社.p231